

東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づく申請の手引き

- ・認定基準及び必要書類をよくご確認ください。
- ・認定は、企業の本店所在地（個人の場合は主たる事業所所在地）を管轄する市町村で行っています。
- ・岐阜市の担当課は、経済部商工課です。
- ・認定書の有効期間は、認定の日から30日間です。
認定書の有効期間内に保証の申込みをする必要があります。
- ・提出していただく登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
- ・窓口への申請書提出は原則として申請を行う中小企業の代表者もしくは当該企業の社員が行ってください。ただし、止むを得ない事情がある場合に限って、委任状による代行を認めております。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による認定とは？ (東日本大震災復興緊急保証)

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に対し、主たる事業所（本店）の範囲を管轄する市町村長が認定をなすことによって、信用保証協会の普通保証（個人・会社2億円以内、組合4億円以内）無担保保証（8,000万円以内）無担保無保証人保証（2,000万円以内）の限度額が一般保証、セーフティネット保証とは別枠となる制度です。

認定により融資が必ず受けられる訳ではなく、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

認定申請要件 以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 1 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 2 法人の場合、市内に本店登記をしていること。
個人の場合、市内に主たる事業所があること。
- 3 原則、同一の事業を1年以上行っていること。

1号 特定被災区域

特定被災区域内の中小企業者であって、売上等が著しく減少した者が対象になります。

特定被災区域はこちら → <http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>

認定基準

下記の基準①の（イ）を満たすことが必要です。

基準① 申請者が、特定被災区域内において震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災を起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けた後、次の（イ）の要件に該当すること
(イ) 震災の発生後の最近3か月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期比10%以上減少していること。

必要書類

- ① 認定申請書 様式第1（イ） 必要通数+1通（1通は市への認定申請書となります。）
- ② 売上高比較明細表1通
- ③ 震災の発生前に特定被災区域内に事業所が存在していたことの分かるもの
- ④ 最近3か月の売上明細等
(月別残高試算表等、提出資料としてコピーを持参すること（パソコン入力されている場合は、打ちだしたもののみで結構です。）)
- ⑤ 上記期間に対応した震災の影響を受ける直前の3か月の売上明細等
(月別残高試算表等、提出資料としてコピーを持参すること（パソコン入力されている場合は、打ちだしたもののみで結構です）。法人事業概況説明書の月別売上と試算表等の数字が原則として一致していること。なお、一致しない場合は、その理由が説明できること。)
- ⑥ 法人企業：登記事項証明書 1通（現在事項証明書または履歴事項証明書の原本）
- ⑦ 法人企業：
 - I 直近の法人税・確定申告書別表一・消費税確定申告書それぞれの控え（税務署提出時の受付印のあるもの※）のコピー※電子申告を行っている場合は受信通知（電子申告完了報告書等）及び申告データ出力分を添付
 - II. 決算報告書（内訳書を含む）すべてのコピー
 - III. 法人事業概況説明書の表・裏のコピー
- 個人企業：青色申告書（決算書含む）または白色申告書（収支内訳書を含む）のコピー
- ⑧ 許可、免許等を有する業種は、その許認可証等のコピー

注意事項

※月別の売上を記録していない中小企業者に対しては、認定することはできません。

個人で売上帳等がない場合は、売上の確認ができる資料をコピーして持参するとともに、市職員が売上を月別で理解できる資料を別途作成し持参する必要があります。（大量の場合は、エクセル等で表を作成すること。）